

福岡国土地建設専門学校学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本校は、学校教育法に基づき、工業専門課程及び文化・教養専門課程を設置し、工業分野における専門的技術者の養成、並びに文化・教養分野における専門知識の教授及び日本語教育を行うことを目的とする。

(名称)

第2条 本校は福岡国土地建設専門学校という。

(位置)

第3条 本校の位置を福岡市博多区三筑二丁目7番8号に置く。

(学校評価)

第3条の2 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について、毎年度自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の自己点検・評価について、本校の職員以外の者による評価を行うものとする。

3 前2項の点検及び評価の実施に関する必要な事項は、別に定める点検・評価規程による。

4 第1項及び第2項の点検及び評価の結果は、これを公表するものとする。

第2章 課程及び学科、修業年限、定員並びに休業日

(課程、学科、修業年限及び定員)

第4条 本校の教育課程は、単位制によって編成するものとする。

2 本校は、教育上の便宜のため学年を設け、学年ごとに履修指導及び進級判定を行うものとする。

3 本校の課程、学科及び修業年限並びに定員は、次のとおりとする。

課程名	学 科 名		昼夜別	修業年限	入学定員	総定員
工業 専門課程	測量技術科		昼	1 年	40 名	40 名
	都市環境設計科	公務員コース	昼	2 年	30 名	60 名
		建設技術者コース				
	測量技術情報科		昼	2 年	25 名	50 名
	国際情報ビジネス科		昼	2 年	70 名	140 名
文化・教養 専門課程	日本語学科	進学1年コース	昼	1 年	40 名	40 名
		進学2年コース	昼	2 年	80 名	160 名
		進学1年半コース	昼	1.5 年	20 名	40 名
合 計					305 名	530 名

(学年及び学期)

第5条 本校の学年は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 文化・教養専門課程日本語学科進学1年半コースは、10月1日に始まり、翌々年3月31日に終わる。この場合、第1学年は10月1日から翌年3月31日までとし、第2学年は翌年4月1日から翌々年3月31日までとする。
 - 二 その他の学科・コースは、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 2 工業専門課程の学期は、次の各号に定めるとおりとする。
- 一 第1学期 4月1日から7月31日まで
 - 二 第2学期 8月1日から12月31日まで
 - 三 第3学期 1月1日から3月31日まで
- 3 文化・教養専門課程の学期は、次の各号に定めるとおりとする。
- 一 前期 4月1日から9月30日まで
 - 二 後期 10月1日から3月31日まで

(休業日)

第6条 本校の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日
 - (2) 日曜日
 - (3) 国民の祝日に関する法律で規定する日
 - (4) 夏季休業 8月8日から8月21日まで
 - (5) 冬季休業 12月25日から1月7日まで
 - (6) 春季休業 3月25日から4月8日まで
 - (7) 開校記念日 5月10日
- 2 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、前項にかかわらず、休業日に授業を行うことがある。
- 3 非常変災その他急迫の事情があるとき、又は教育の実施上特別の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

第3章 教育課程、単位数及び教員組織

(教育課程及び単位数)

第7条 本校の教育課程及び単位数は、別表第一から五のとおりとする。

(単位の計算方法)

第8条 本校の授業科目の単位数の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。

(成績評価)

第9条 授業科目の成績評価は、学年末及び各学期末に行う試験、実習の成果、履修状況、出席状況等を総合的に勘案して行う。

(始業及び終業)

第10条 本校の始業及び終業の時刻は次のとおりとする。

課程名	学 科 名		始業時刻	終業時刻	測量実習期間中の終業時刻	
工業 専門課程	測量技術科		9:00	16:10	17:00	
	都市環境設計科	公務員コース	9:00	16:10	17:00	
		建設技術者コース	9:00	16:10	17:00	
	測量技術情報科		9:00	12:10	13:00	
	国際情報ビジネス科	週3日	9:00	14:30	－	
		週2日	9:00	12:10	－	
文化・教養 専門課程	日本語学科	進学1年コース	第一部	9:00	12:10	－
			第二部	13:00	16:10	－
		進学2年コース	第一部	9:00	12:10	－
			第二部	13:00	16:10	－
		進学1年半コース	第一部	9:00	12:10	－
			第二部	13:00	16:10	－

※工業専門課程の測量技術科、都市環境設計科、測量技術情報科においては、原則として8月中旬から11月中旬までの期間に測量実習を行い、その期間中の終業時刻は通常と異なる。

(教職員組織)

第11条 本校に次の教職員を置く。

- 一 校長 1名
- 二 教員 8名以上
- 三 講師 10名以上（含非常勤）
- 四 事務職員 2名以上
- 五 校医 1名

2 前項に定めるもののほか、必要に応じて次の教職員を置くことができる。

- 一 校長代理 1名
- 二 副校長 1名
- 三 教頭 1名
- 四 助手 若干名

3 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

4 校長代理は、校長を補佐し、あらかじめ校長の委任を受けた日常の校務について専決する。また、校長に事故があるときはその職務を代理し、校長が欠けたときはその職務を行う。

5 副校長は、校長及び校長代理を補佐し、命を受けて校務をつかさどる。

6 教頭は、校長及び校長代理（副校長を置くときは、校長、校長代理及び副校長）を補佐し、校務を整理する。

第4章 入学、休学、退学及び卒業

（入学資格）

第12条 本校に入学できる者は、次の各号いずれかに該当する者とする。

- 一 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- 二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- 三 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で、文部科学大臣の指定したもの
- 四 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 五 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であり、かつ文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で、文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- 六 文部科学大臣の指定した者
- 七 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規定による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

（外国人留学生の入学）

第12条の2 海外から直接入学を志願する外国人留学生は、前条に定める入学資格のいずれかに該当するほか、次の各号の条件を満たすものとする。

- 一 正当な手続きにより日本国への入国を許可され、又は許可される見込みがあること。
- 二 在学中の学費及び生活費を支弁するための保証人（経費支弁者）を有すること。

（入学時期）

第13条 本校の入学時期は、次の各号のとおりとする。

- 一 文化・教養専門課程日本語学科進学1年半コース 10月
- 二 前号に掲げるもの以外の学科及びコース 4月

（入学手続）

第14条 本校の入学手続は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 本校に入学を志願する者は、本校の定める入学願書、その他の書類に必要事項を記入し、第21条に定める入学検定料を添えて、指定期日までに出席しなければならない。
- 二 前号の手続を完了した者に対して、入学試験その他の選考を行い、入学を許可する者を決定する。
- 三 入学を許可された者は、指定期日までに第21条に定める入学金を納付し、所定の入学手続を完了しなければならない。

(休学及び復学)

第 15 条 学生が疾病その他やむを得ない事由により休学しようとする場合は、所定の休学願にその事由及び期間を明記し、診断書その他本校が指定する書類を添えて、校長に願い出て、その許可を受けなければならない。

2 休学中の者が復学しようとする場合は、所定の復学願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

3 前項の場合において、疾病を理由に休学した者が復学しようとするときは、復学願に医師による復学（通学）が可能である旨を証明する診断書（又は治癒証明書）を添付しなければならない。

(退学)

第 16 条 学生が退学しようとする場合は、その事由を記載した退学願を提出し、校長の許可を受けなければならない。

(進級及び課程修了の認定)

第 17 条 各学年（最終学年を除く。）末における進級の認定は、第 9 条に定める成績評価に基づき、当該学年において所定の授業科目を履修し、校長が定める単位を修得した者について、職員会議の議を経て、校長がこれを行う。

2 前項の規定により進級の認定がなされなかった者は、原級に留まるものとする。

3 課程修了の認定は、第 9 条に定める授業科目の成績評価に基づき、所定の期間在学し、本校の定める教育課程を履修して所定の単位をすべて修得した者について、職員会議の議を経て校長が行う。

4 前項の規定により課程を修了したと認められた者には、卒業証書を授与する。

(専門士の称号)

第 18 条 本校の工業専門課程測量技術情報科、都市環境設計科、国際情報ビジネス科、文化・教養専門課程日本語学科進学 2 年コースを修了した者は、学校教育法第百三十一条の二及び学校教育法施行規則第百八十六条に基づき、専門士と称することができる。

第 5 章 賞罰

(褒賞)

第 19 条 校長は、成績優秀で他の模範となる者について褒賞することができる。

(懲戒)

第 20 条 学生が、この学則又は本校の定める諸規程に違反し、又は学生としての本分に反する行為をしたときは、校長は、当該学生に対して懲戒処分を行うことができる。

2 懲戒処分の種類は、訓告・停学及び退学の三種とする。

3 校長は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者に対して退学を命ずることができる。

一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

- 二 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- 三 正当な理由がなく出席常でない者
- 四 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第6章 入学金、授業料、その他

(納付金)

第21条 本校の入学金・授業料等は次のとおりとする。

課程名	学科名		学年	入学検定料	入学金	授業料	教材費	その他諸費用	校納金計
工業 専門課程	測量技術科		1年	20,000	160,000	940,000	－	100,000	1,200,000
	都市環境設計科	1年	20,000	160,000	920,000	－	90,000	1,170,000	
		2年	－	－	920,000	－	60,000	980,000	
	測量技術情報科	1年	20,000	120,000	560,000	－	70,000	750,000	
		2年	－	－	560,000	－	40,000	600,000	
	国際情報ビジネス科	1年	20,000	120,000	540,000	－	70,000	730,000	
		2年	－	－	540,000	－	40,000	580,000	
文化・教養 専門課程	日本語学科	進学1年 コース	1年	20,000	70,000	680,000	20,000	60,000	830,000
		進学2年 コース	1年	20,000	70,000	680,000	20,000	60,000	830,000
			2年	－	－	680,000	20,000	60,000	760,000
		進学1年半 コース	1年	20,000	70,000	340,000	10,000	60,000	480,000
			2年	－	－	680,000	20,000	40,000	740,000

※令和8年4月入学者から適用する。

(納入金の還付)

第22条 既に納入した納付金等は、原則として返還しない。ただし、特別な事由が認められる場合は、全額又は一部を返還することがある。

(納入及び納入の特例)

第23条 学生が在籍中は出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

2 学生が休学を許可されたときは、前項の規定にかかわらず、その休学の始期の属する月の翌月以降の授業料を免除することがある。

(滞納)

第23条の2 正当な理由がなく、かつ、所定の手続きを行わずに授業料を滞納し、納入の見込みがないときは除籍とすることがある。

第7章 寄宿舍及び保健

(寄宿舍)

第24条 寄宿舍に関する事項は校長が別に定める。

(健康診断)

第25条 健康診断は毎年1回、別に定めるところにより実施する。

第8章 雑則

(雑則)

第26条 この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則 (昭和51年4月1日)

(施行期日)

第1条 この学則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則 (令和8年4月1日)

(施行期日)

第1条 この改正は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 第18条の規定は、令和8年4月1日以後の入学者に適用し、施行日前に入学した学生については、改正前の規定を適用する。

(改正の経過)

第1条 この学則の改正の経過は、次のとおりとする。

1. 昭和51年6月1日 一部改正
2. 昭和55年4月1日 一部改正
3. 昭和58年4月1日 一部改正
4. 昭和61年4月1日 一部改正
5. 平成元年4月1日 一部改正
6. 平成6年4月1日 一部改正

(1) この学則は平成6年4月1日から施行する。

(2) 第4条の規定にかかわらず測量技術（特）科は、平成6年3月31日をもって廃止する。

7. 平成7年2月15日 一部改正
8. 平成9年4月1日 一部改正
9. 平成11年2月1日 一部改正

10. 平成 11 年 5 月 25 日 一部改正（施行は平成 12 年 4 月 1 日から）
11. 平成 13 年 3 月 15 日 一部改正（施行は平成 13 年 4 月 1 日から）
12. 平成 13 年 7 月 27 日 一部改正（施行は平成 14 年 4 月 1 日から）
13. 平成 14 年 3 月 30 日 一部改正（施行は平成 14 年 5 月 1 日から）
14. 平成 14 年 10 月 28 日 一部改正（施行は平成 15 年 4 月 1 日から）
15. 平成 16 年 3 月 24 日 一部改正（施行は平成 16 年 4 月 1 日から）
16. 平成 16 年 7 月 29 日 一部改正（施行は平成 16 年 4 月 1 日から）
17. 平成 17 年 3 月 7 日 一部改正（施行は平成 17 年 4 月 1 日から）
18. 平成 17 年 12 月 22 日 一部改正（施行は平成 18 年 4 月 1 日から）
19. 平成 18 年 4 月 1 日 一部改正（入学資格の変更）
20. 平成 19 年 4 月 1 日 一部改正（緑のまちづくり科の定員増）
21. 平成 21 年 4 月 1 日 一部改正
 - (1) 測量設計科を都市環境デザイン科に変更（緑地造園科を吸収統合）
 - (2) 測量技術科 2 部（夜）を測量技術特科（昼）に変更
 - (3) 測量技術科の定員増
 - (4) 文化・教養課程日本語学科の設置
22. 平成 22 年 3 月 15 日 一部改正
 - (1) 平成 22 年 2 月 26 日施行：専門士の称号付与
 - (2) 平成 23 年 4 月 1 日施行：工業専門課程における学科名、教育課程、始業時間等、納付金の変更
23. 平成 23 年 4 月 1 日 一部改正（緑のまちづくり科の教育課程及び納付金変更）
24. 平成 23 年 4 月 1 日 一部改正（学科名変更）
25. 平成 23 年 12 月 22 日 一部改正（専門士の称号付与）
26. 平成 26 年 4 月 1 日 一部改正
 - (1) 都市環境設計科コース設定・教育課程変更
 - (2) 測量技術情報科コース廃止
 - (3) 日本語学科第 1 部大学等進学 2 年コース定員増
27. 平成 26 年 4 月 1 日 一部改正（都市環境設計科コース名変更）
28. 平成 28 年 4 月 1 日 一部改正（都市環境設計科教育課程変更）
29. 平成 30 年 4 月 1 日 一部改正
 - (1) 国際環境科を国際環境デザイン科に学科名変更
 - (2) 国際環境デザイン科のコース・教育課程設定
30. 平成 30 年 4 月 1 日 一部改正（学期及び休業日の変更）
31. 平成 31 年 1 月 25 日 一部改正（専門士の称号付与）
32. 平成 31 年 4 月 1 日 一部改正
 - (1) 国際環境デザイン科を国際情報ビジネス科に変更
 - (2) 国際情報ビジネス科コース廃止
 - (3) 国際情報ビジネス科の教育課程変更
33. 令和 2 年 2 月 29 日 一部改正（専門士の称号付与）
34. 令和 3 年 4 月 1 日 一部改正

- (1) 都市環境設計科コース名変更
 - (2) 国際情報ビジネス科定員変更
 - (3) 納付金変更
 - (4) 日本語学科の教育課程変更
35. 令和4年4月1日 一部改正（教職員の配置変更）
36. 令和6年4月1日 一部改正
- (1) 都市環境設計科の教育課程変更
 - (2) 国際情報ビジネス科の教育課程変更
 - (3) 工業専門課程に関する納付金の変更
 - (4) 文化・教養専門課程に関する教育課程変更
 - (5) 文化・教養専門課程に関する定員変更
 - (6) 測量技術科の教育課程変更
 - (7) 測量技術情報科の教育課程変更
37. 令和7年4月1日 一部改正
- (1) 文化・教養課程に関する納付金の変更
 - (2) 始業及び終業の変更
38. 令和8年4月1日 一部改正
- (1) 工業専門課程に関する納付金の変更
 - (2) 工業専門課程に関する定員変更
 - (3) 文化・教養専門課程に関する定員変更
 - (4) 測量法等の改正に伴う科目名の変更（測量技術科・都市環境設計科・測量技術情報科）
 - (5) 第3条の2、第12条の2、第23条の2及び第26条を新設
 - (6) 学校教育法等の改正に伴う専門課程の単位制への移行及び単位数の制定
 - (7) 学校教育法等の改正に伴う入学資格の変更
 - (8) 専門士の文部科学大臣認定制度の廃止に伴う変更
 - (9) 日本語学科大学等進学1年コースを進学1年コースに、大学等進学2年コースを進学2年コースに、大学等進学1年半コースを進学1年半コースに名称変更
 - (10) 教職員組織の変更（校長代理の設置）

別表 第7条教育課程

測量技術科

別表第一

修業年限一年

教 科 目		総単位数	単 位 数	
			講義・演習	実 習
測量指定科目	法 規	2	2	
	数 学	8	8	
	情 報 処 理	3	2	1
	測 量 学 概 論	3	3	
	測 地 測 量	19	12	7
	測 図 測 量	17	11	6
	応 用 測 量	6	4	2
	小 計	58	42	16
			58	
測量関連科目	不 動 産 登 記 法	2	2	
	測 量 計 算 演 算	2	2	
	地 理 情 報 シ ス テ ム	4	3	1
	測 器 演 習	1		1
	小 計	9	7	2
			9	
その他	ホ ー ム ル ー ム	2	2	
	小 計	2	2	
			2	
合 計		69	51	18
			69	

別表 第7条教育課程

都市環境設計科

別表第二

修業年限二年

教 科 目			総単位数	一年次		二年次		
				講義・演習	実 習	講義・演習	実 習	
測量指定科目	法 規		2			2		
	数 学		8	6		2		
	情 報 処 理	3	2	1				
	測 量 学 概 論	3	3					
	測 地 測 量	19	8	4	4	3		
	測 図 測 量	17	8	4	3	2		
	応 用 測 量	6			4	2		
	小 計		58	27	9	15	7	
			36		22			
測量関連科目	不 動 産 登 記 法		2			2		
	測 量 計 算 演 算		2			2		
	地 理 情 報 シ ス テ ム		4			3	1	
	測 器 演 習		1		1			
	小 計		9		1	7	1	
			1		8			
建設関連科目	土 木 工 学 概 論		2	2				
	構 造 力 学		3	3				
	水 理 学		3	3				
	土 質 工 学		3	3				
	道 路 工 学		4	2		2		
	河 川 工 学		2	2				
	橋 梁 工 学		2			2		
	コ ン ク リ ー ト 工 学		4	2		2		
	海 工 学		2	2				
	都 市 環 境 計 画		2	2				
	土 木 施 工 管 理		6	2		4		
	土 木 法 規		2			2		
	衛 生 工 学		2	2				
	用 地 補 償		4	4				
	小 計		41	29		12		
			29		12			
選択コース	公務員コース	一 般 教 養	8			8		
		専 門 教 養	8			8		
	小 計		16			16		
						16		
	建設技術者コース	図 学	2			2		
		コ ン ピ ュ ー タ 演 習	2			2		
		C A D 設 計 製 図	4			4		
		施 工 技 術 者 教 養	8			8		
小 計		16			16			
					16			
公 務 員 コ ー ス 合 計			124	56	10	50	8	
			66		58			
建 設 技 術 者 コ ー ス 合 計			124	56	10	50	8	
			66		58			

別表 第7条教育課程

測量技術情報科

別表第三

修業年限二年

教 科 目		総単位数	一年次		二年次	
			講義・演習	実 習	講義・演習	実 習
測量指定科目	法 規	2			2	
	数 学	8	6		2	
	情 報 処 理	3	2	1		
	測 量 学 概 論	3	3			
	測 地 測 量	19	8	4	4	3
	測 図 測 量	17	8	4	3	2
	応 用 測 量	6			4	2
	小 計	58	27	9	15	7
			36		22	
測量関連科目	不 動 産 登 記 法	2			2	
	測 量 計 算 演 算	2			2	
	地 理 情 報 シ ス テ ム	4			3	1
	測 器 演 習	1		1		
	小 計	9		1	7	1
			1		8	
その他	実 務 研 修	7		3		4
	I T 演 習	7			7	
	ホ ー ム ル ー ム	4	2		2	
	小 計	18	2	3	9	4
			5		13	
合 計		85	29	13	31	12
			42		43	

別表 第7条教育課程

国際情報ビジネス科

別表第四

修業年限二年

教 科 目		総単位数	一年次	二年次
			講義・演習	講義・演習
情報関連科目	情 報 処 理	2	2	
	コ ン ピ ュ ー タ 演 習	4	4	
	C A D デ ザ イ ン	2		2
	情 報 デ ザ イ ン	4	4	
	プ レ ゼ ン テ ー シ ョ ン	2	2	
	C A D 利 用 者 技 術	4		4
	小 計	18	12	6
ビジネス関連科目	ビ ジ ネ ス 概 論	3	3	
	マ ー ケ テ ィ ン グ	2		2
	ビ ジ ネ ス 日 本 語	8	2	6
	ビ ジ ネ ス マ ナ ー	6	2	4
	サ ー ビ ス 接 遇 検 定	8	4	4
	会 計 実 務	2	2	
	マ ネ ジ メ ン ト	2		2
	ワ ー ク シ ョ ッ プ I	3	3	
	ワ ー ク シ ョ ッ プ II	3		3
	小 計	37	16	21
環境・建設関連科目	測 量 学 I	2		2
	測 量 学 II	2		2
	測 器 演 習	2		2
	建 設 情 報 ビ ジ ネ ス	3	3	
	積 算	2		2
	環 境 学	4	4	
	数 学	5	3	2
	小 計	20	10	10
その他	日 本 文 化	18	10	8
	選 択 実 用 英 語	3		3
	選 択 実 用 日 本 語	3		3
	キ ャ リ ア デ ザ イ ン	12	6	6
	ホ ー ム ル ー ム	4	2	2
	小 計	37	18	19
合 計		112	56	56

別表 第7条教育課程

進学1年コース

修業年限一年

別表第五

教 科 目	総単位数	一 年 次
		講 義
文 型 ・ 文 法	16	16
聴 解	7	7
読 解	11	11
文 字 ・ 語 彙	16	16
作 文	3	3
発 音 ・ 会 話	3	3
合 計	56	56

※近隣の小学校や地区・地域との交流を実施する。

進学2年コース

修業年限二年

教 科 目	総単位数	一 年 次	二 年 次
		講 義	講 義
文 型 ・ 文 法	32	16	16
聴 解	14	7	7
読 解	22	11	11
文 字 ・ 語 彙	32	16	16
作 文	6	3	3
発 音 ・ 会 話	6	3	3
合 計	112	56	56

※近隣の小学校や地区・地域との交流を実施する。

進学1年半コース

修業年限一年六ヶ月

教 科 目	総単位数	一 年 次	二 年 次
		講 義	講 義
文 型 ・ 文 法	24	8	16
聴 解	10	3	7
読 解	16	5	11
文 字 ・ 語 彙	24	8	16
作 文	5	2	3
発 音 ・ 会 話	5	2	3
合 計	84	28	56

※近隣の小学校や地区・地域との交流を実施する。